

## 資 料 一 覧

- 1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）
- 2 業務実施状況評価
- 3 個人情報取扱特記事項
- 4 施設内容（三滝少年自然の家）
- 5 施設内容（グリーンスポーツセンター）
- 6 利用状況（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）
- 7 事業の実施に関すること（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）
- 8 広島市行政手続条例に係る審査基準（三滝少年自然の家）
- 9 広島市行政手続条例に係る審査基準（グリーンスポーツセンター）
- 10 指定管理料算定参考資料（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）
- 11 備品リスト（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）

## 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

### 1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

### 2 定義

#### (1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

#### (2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

#### (3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

#### (4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用する者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

#### (5) 排除対象者

原則、前記(1)~(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(イ) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(ウ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

- 力 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者
- キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれのない団体
- ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。  
(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

○ 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例 1 - (1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例 1 - (2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
  - (I) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店

舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

- (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
- (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。

- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

（ウ） 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）

- ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの  
 (施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る)
- ホールを使用したコンサート
  - 体育館を使用した格闘技大会
  - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
  - 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(イ) 関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は

提供してはならない。

## 9 その他

(略)

### 附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

### 附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

### 附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

(別添) (略)

## 指定管理者の業務実施状況の評価について

### 1 評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

### 2 対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、9月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

### 3 評価方法等

- (1) 指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の項目ごとに、優れている順にS～Dの評価を行う。
  - ① 業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）
  - ② 施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）
  - ③ 利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）
- (2) 上記3項目の評価を踏まえ、5段階評価を行う。
- (3) 低評価（評価がC又はD）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

#### 4 評価項目等

##### <評価項目>

項目	評価方法
(業務の実施状況)	
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況	○, ×
イ 事業の実施状況	○, ×
ウ 維持管理業務等の実施状況	○, ×
(2) 指定管理料等の収支状況	○, ×
(3) その他	
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○, ×
イ 個人情報保護への対応状況	○, ×
ウ 情報公開の実施状況	○, ×
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況	○, ×
オ 苦情・要望への対応状況	○, ×
カ 配置人員及び職員研修の実施状況等	○, ×
キ 自己評価の実施状況	○, ×
① 業務の実施状況	s, a, b, c, d
② 施設の利用状況	s, a, b, c, d
③ 利用者の満足度	s, a, b, c, d

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

評価基準により評価

##### <評価基準>

項目	評価	基 準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	4点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	2点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	0点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によつても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲2点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によつても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲4点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の100%以上の場合	4点
	a	利用者数の実績が基準値の95%以上100%未満の場合	2点
	b	利用者数の実績が基準値の90%以上95%未満の場合	0点
	c	利用者数の実績が基準値の85%以上90%未満の場合	▲2点
	d	利用者数の実績が基準値の85%未満の場合	▲4点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が8割以上の場合	4点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が7割以上8割未満の場合	2点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	0点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が3割以上5割未満の場合	▲2点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が5割以上の場合	▲4点

\* 災害・施設改修など指定管理者の責めによらない事由により施設を休・閉館した場合においては、利用者数等の実績は休・閉館した日数を考慮して補正した数値とする。

##### <評価>

上記「評価基準」の①、②、③の3項目の得点を合計し、S～Dの5段階評価を行う。

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	12点	
A (おおむね良好)	8, 10点	
B (普通)	2, 4, 6点	
C (改善を要する)	▲4, ▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲6点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

### (収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、違法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

### (事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

### (開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

## 施設内容（三滝少年自然の家）

### 1 階

施設名	室数	設備内容	備考
団体用玄関 (下足室)	1	下足箱(396人分)、ジュース自動販売機	利用団体専用出入口
食堂	1		定員192人、220m <sup>2</sup>
第1研修室	1	固定黒板、スクリーン、長机、椅子、電子ピアノ	定員100人、176m <sup>2</sup>
浴室(大)	1	更衣室、洗い場12人分、シャワー12	66m <sup>2</sup>
浴室(小)	1	更衣室、洗い場8人分、シャワー8	46m <sup>2</sup>
便所	3	男女各1、共用1	
厨房	1	熱風消毒食器保管庫、大型冷凍冷蔵庫、湯沸器 調理台他	123m <sup>2</sup>
電気機械室	1	キュービクル、給湯用・空調用ボイラー他	

### 2 階

施設名	室数	設備内容	備考
玄関ロビー	1	冷蔵庫、公衆電話、ジュース自動販売機	220m <sup>2</sup>
展示ロビー	1	鳥獣類剥製パノラマ、展示室、北極熊剥製 図書コーナー	
所長室	1		18m <sup>2</sup>
事務室	1	放送設備、火災報知設備、トランシーバー他	56.4m <sup>2</sup>
印刷室	1	複写機、印刷機、紙折り機他	17.4m <sup>2</sup>
保健室	1	ベッド2台、薬品戸棚、担架、洗面台	21m <sup>2</sup>
宿直室	1		
警備員室	1		
第2研修室	1	フィールドスコープ、ビデオプロジェクター他	定員60人、113m <sup>2</sup>
視聴覚準備室	1		
便所	2	男女各1	
その他の		倉庫、創作広場(テラス) ピザ窯(3基)	110.7m <sup>2</sup> 22.1m <sup>2</sup>

### 3 階・屋上

施設名	室数	設備内容	備考
宿泊室	20	洋室18室(2段ベッド4、室中央6畳) 洋室2室(2段ベッド5、室中央8畳)	定員164人、618m <sup>2</sup>
和室	2	和室(各14人)24畳	定員28人
スタッフ室	2	和室(各4人)8畳	定員8人
センターフロア	1	掲示板、冷蔵庫	
便所	4	男女各2	
ソーラーシステム	1	浴室給湯用	
その他の		屈折天体望遠鏡	

### 体育館

施設名	室数	設備内容	備考
体育館	1	屋内トリム、バレーボール、卓球、トランポリン バスケットボール、ドミノ、ペタンク ドッジビー、ピアノ、マット、カブラ他	定員200人、667m <sup>2</sup>

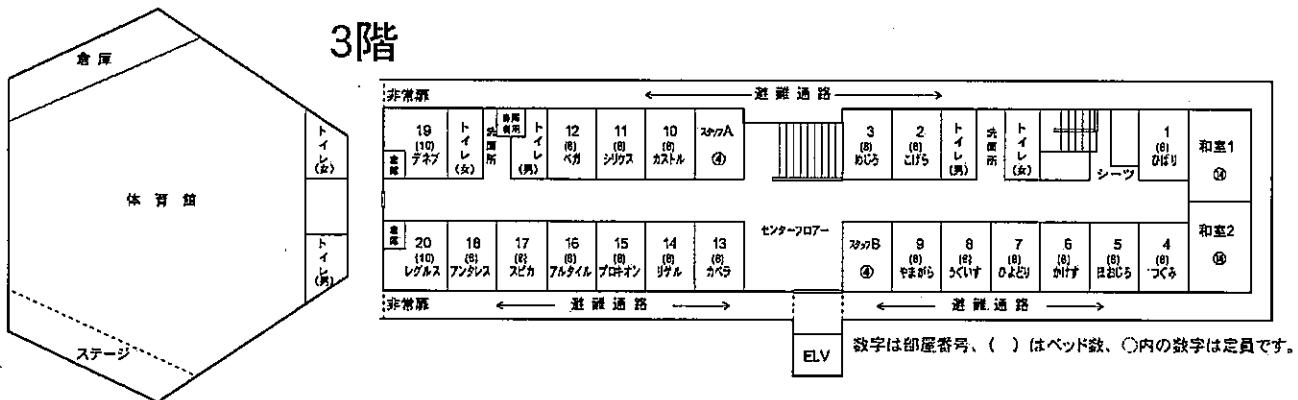
### その他の施設

施設名	設備内容	備考
集いの広場	旗掲揚台、朝礼台、放送用電源 (入・退所式、集い等)	
友愛の広場	キャンプファイア場、放送用電源 (集会、レクリエーション等)	

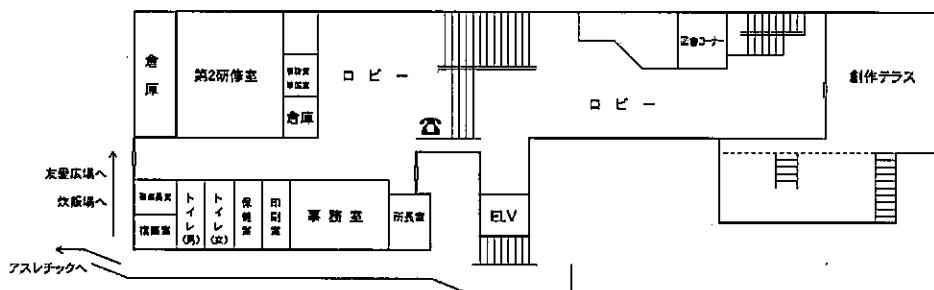
## 施設内容（グリーンスポーツセンター）

施設名	設備内容	備考
駐車場	普通乗用車13台、軽自動車3台	
管理棟	和室2室(6畳、4.5畳)、倉庫	34.02m <sup>2</sup>
炊飯場	かまど20基、大鍋3 貸出用炊飯器具(8人用)20セット 手打ちうどん器具6セット他	
キャンプ場	常設テント12人用 8基	定員 96人
アスレチック広場	冒険橋、リフト、スパイダーマンわたり ターザンロープ、ロープわたり ケンパジャンプ、時計の針、ラダー 丘をこえ森をこえ、一本道わたり カニの横歩き、波のり、タイヤわたり 丸太あげ、時計まわり、すべり台 丸太つたい、ネットアタック、丸太山こえ	
観察広場		
活動プログラムコース	ポストオリエンテーリング(30セット) バードウォッチングオリエンテーリング(20セット) グリーンオリエンテーリング(20セット) なぞときオリエンテーリング(20セット)	

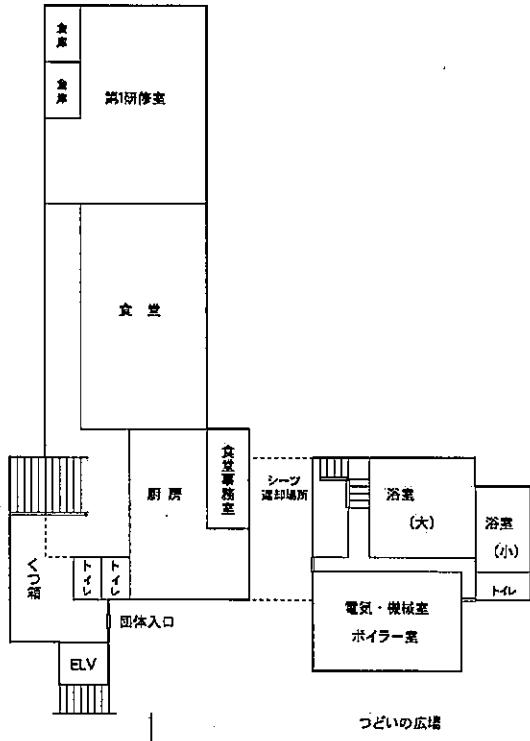
# 広島市三滝少年自然の家 平面図

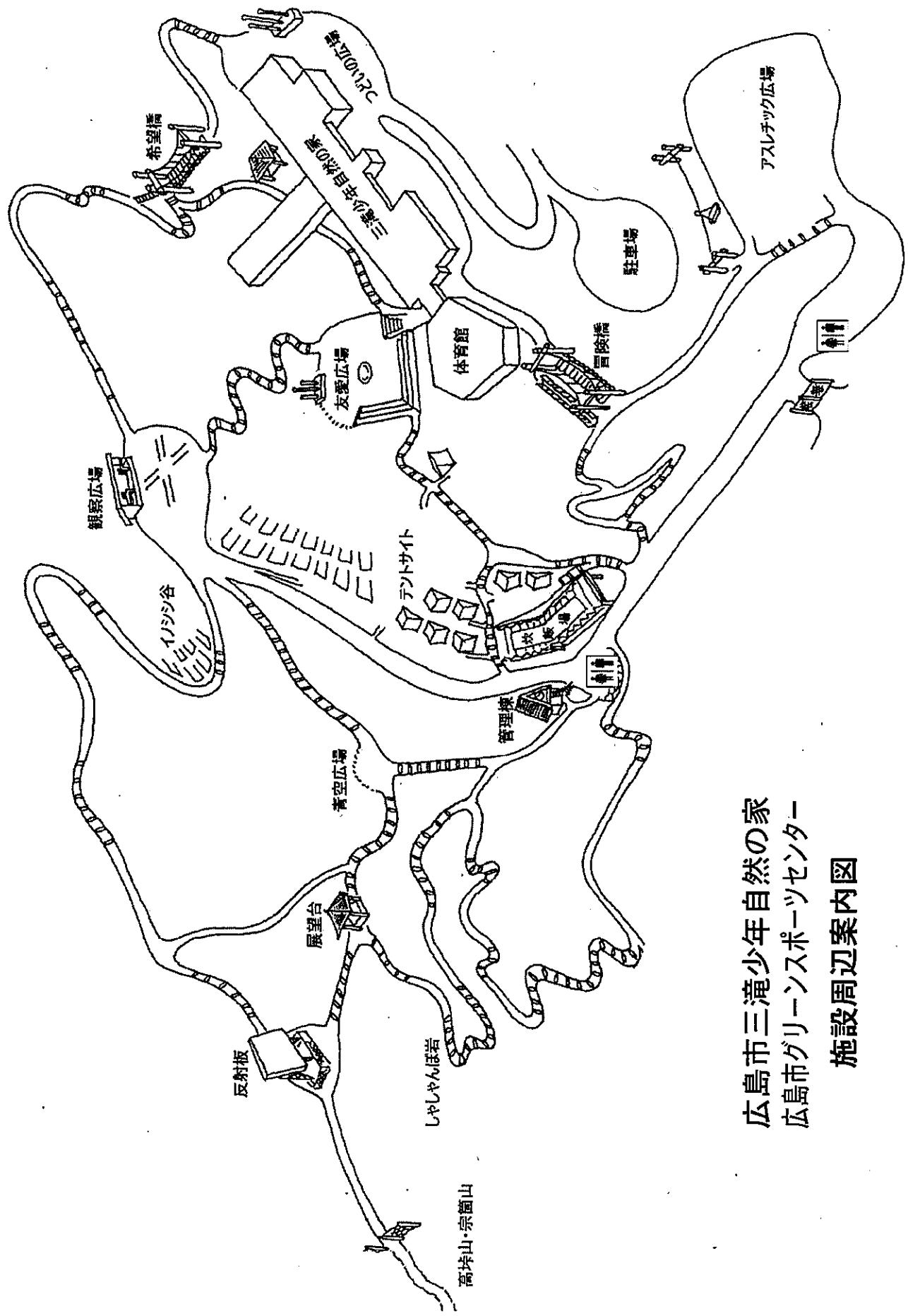


## 2階



## 1階





広島市三滝少年自然の家  
広島市グリーンスポーツセンター

施設周辺案内図

## 利用状況（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）

### ■平成30年度

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
三滝	利用者数計（人）			7,565	5,582	5,089	2,894	5,924	3,677	6,558	5,970	2,587	2,343	2,815	5,417	56,421
	宿泊	減免	主催	0	57	8	0	139	56	73	54	44	0	0	25	456
		減免		46	2	63	14	39	12	86	19	13	2	5	38	339
	有料		有料	1,466	782	1,370	1,162	2,379	707	1,542	619	524	381	192	877	12,001
			滞在最終日加算	1,221	679	1,346	932	1,379	693	1,216	611	493	323	187	716	9,796
	日帰り			4,832	4,062	2,302	786	1,988	2,209	3,641	4,667	1,513	1,637	2,431	3,761	33,829
グリーン	利用者数計（人）			7,902	6,166	5,705	3,213	6,397	4,019	7,193	6,350	2,985	2,424	3,215	5,644	61,213
	宿泊	減免	主催	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	有料		有料	0	0	5	0	21	0	0	0	0	0	0	0	26
			滞在最終日加算	0	0	5	0	12	0	0	0	0	0	0	0	17
	日帰り			7,902	6,166	5,695	3,213	6,362	4,019	7,193	6,350	2,985	2,424	3,215	5,644	61,168
開所日数			26	26	26	28	29	26	26	26	25	23	23	27	311	

※平成30年7月豪雨災害の影響により、例年に比べ7月の利用者数が減少している。

### ■令和元年度

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
三滝	利用者数計（人）			6,248	6,217	5,246	5,379	5,425	4,183	6,217	5,662	2,309	2,890	3,727	6,696	60,199
	宿泊	減免	主催	0	9	9	0	164	75	48	0	43	0	48	0	396
		減免		5	50	131	26	41	20	31	5	4	4	3	0	320
	有料		有料	1,122	701	1,263	1,893	2,002	905	1,071	898	409	310	308	0	10,882
			滞在最終日加算	1,008	564	1,209	1,673	1,238	742	754	729	362	296	326	0	8,901
	日帰り			4,113	4,893	2,634	1,787	1,980	2,441	4,313	4,030	1,491	2,280	3,042	6,696	39,700
グリーン	利用者数計（人）			6,528	6,359	5,703	5,815	5,985	4,772	6,944	6,140	2,529	3,051	4,222	6,726	64,774
	宿泊	減免	主催	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有料		有料	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
			滞在最終日加算	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	日帰り			6,528	6,359	5,695	5,815	5,985	4,772	6,944	6,140	2,529	3,051	4,222	6,726	64,766
開所日数			24	26	26	28	29	25	27	26	26	24	23	23	27	308

※新型コロナウイルス感染症の影響により、3月は宿泊利用や主催事業の実績がない。

### ■令和2年度

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
三滝	利用者数計（人）			1,496	2,010	1,855	2,205	3,140	5,021	6,559	6,367	2,450	1,418	4,519	3,028	40,068
	宿泊	減免	主催	0	0	0	0	0	0	81	35	0	0	25	30	171
		減免		0	0	0	2	16	6	40	12	8	0	0	1	85
	有料		有料	41	0	0	87	248	475	649	708	253	0	29	133	2,623
			滞在最終日加算	41	0	0	89	242	481	770	755	261	0	54	164	2,857
	日帰り			1,414	2,010	1,855	2,027	2,634	4,059	5,019	4,857	1,928	1,418	4,411	2,700	34,332
グリーン	利用者数計（人）			1,496	2,010	1,903	2,257	3,253	5,300	6,972	6,504	2,822	1,474	4,606	3,157	41,754
	宿泊	減免	主催	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免		0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	有料		有料	0	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	18
			滞在最終日加算	0	0	0	0	0	9	11	0	0	0	0	0	20
	日帰り			1,496	2,010	1,903	2,257	3,253	5,282	6,950	6,504	2,822	1,474	4,606	3,157	41,714
開所日数			14	12	25	27	27	26	29	27	24	23	22	27	283	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少した。また、4月17日から5月21日までの間は臨時休館とした。

## 事業の実施に関すること（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）

### 1 主催事業の実施状況

別添「平成30年度 主催事業実績（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）」参照

別添「令和元年度 主催事業実績（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）」参照

別添「令和2年度 主催事業実績（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）」参照

### 2 施設ボランティアの確保及び育成支援

三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターでは、施設を拠点に施設ボランティアが活動しており、これまで講座等の事業を企画・実施する際には、施設ボランティアの協力を得ながら実施してきた。施設ボランティアの協力を得ることにより、職員のみでは実施が困難な大規模な事業の実施が可能となり、また、青年の持つ感性を事業の中に取り入れることで、より魅力ある事業展開が可能になるなど、施設ボランティアの存在は、もはや利用者や施設にとって欠くことができないものとなっている。

また、施設ボランティアに参加している青年達にとっても、青少年教育施設でのボランティア活動の経験は貴重であり、年齢や所属を越えたボランティア活動は、自らの新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れない。

広島市では、今後も施設と施設ボランティアとの協力関係を発展的に継続させていく必要があると考えていることから、指定管理者は施設ボランティアの確保及び育成支援を行うこと。

施 設 名	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター
施設ボランティア名	広島野外活動クラブ
結 成 年 月 日	昭和55年設立
ク ラ ブ 員 の 構 成	広島市内の4年制大学の学生で構成
会 員 数	15名（令和3年7月現在）
活 動 の 概 要	参加者に魅力的なプログラムを提供し、家庭や学校では体験できないような自然との触れ合いや宿泊体験を通して、人と人とのつながりを感じてもらえるよう、事前に職員と綿密な協議を重ねながら事業の企画や運営補助に当たっている。また、定期的に青少年センターで研修等を行い、会員のレベルアップにも努めている。

### 3 地域の活性化に関する取組状況

別添「地域の活性化に関する取組状況（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）」参照

### 4 基本勤務ローテーションの例

別添「基本勤務ローテーション表（例）」参照

平成30年度 主催事業実績（三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンター）

事業名	趣旨	定員	延参加者数(人)	備考	
小・中学校野外活動指導者講習会	平成30年度に当施設を利用し野外活動等を行う小・中学校の担当教職員に対して、当日の活動がより効率的に実施できるよう事前研修を実施	一	11	4/19(木)	
利用団体指導者研修会	夏休み期間中に、施設を利用する団体の代表者に対して、施設の設置目的、利用の仕方についての事前研修を実施	一	20	第1回	5/27(日)午前
			11	第2回	5/27(日)午後
集まれ!みたきキッズランド	恵まれた自然環境の中での集団生活をして、多くの子どもたちと生活する体験のなかで、自立や協力・協調性を培う機会を提供する事業を実施	36	35	12/15(土)～12/16(日)	
三滝自然ファミーランド	野鳥、植物、星空など三滝の自然の魅力を活動に活かし、野外での遊びや観察などを通じて、自然に親しむとともに普段できないような体験を通して他の家族との交流を図るとともに、個々の家族の絆を深める事業を実施	各16家族	57	第1回	5/19(土)～5/20(日)
			42	第2回	9/8(土)～9/9(日)
三滝自然ワンダーランド	野鳥、植物、星空など三滝が持つ自然の魅力を活かし、日頃なかなかできない自然体験活動を行うとともに、思い出作りをしながら人間的な成長を図る事業を実施	24	22	3/2(土)～3/3(日)	
三滝アドベンチャーランド	学校では経験することのできない知識や技術を必要とする冬山散策や体験活動をさせ、これらの活動を通して、「生きる力」を培うと共に、集団活動の喜びを体験させる事業を実施	42	39	11/17(土)～11/18(日)	
ボランティア育成セミナー	レクリエーション講座の受講やキャンプファイア、クラフトなどの体験を通して、自然体験活動ボランティアへの意欲・関心を高めるとともに必要な技能を身に付ける事業を実施	一	12	6/9(土)～6/10(日)	
みたきネイチャー入門	自然環境を活用し、専門的な講師を招いて研修し、自然体験活動についての知識・理解を深める。また、野外活動のプログラムを体験しながら、意欲・関心を高める。さらに、参加者は、当施設での自然体験活動を支援する指導者としての育成を図る事業を実施	15	11	第1回	4/21(土)
		15	9	第2回	10/27(日)
親子でピザin三滝	施設のピザ窯を利用したピザ作りを通して親子の絆を深める事業を実施	32	30	2/9(土)	
親子で星座＆星空観察を楽しもうin三滝	星空や夜景を眺めるふれあいの機会と場を提供するとともに、星空観察を通して親子の絆を深める事業を実施	20	悪天候のため中止	1/26(土)	
広島野外活動クラブの育成・支援	青年を対象に、野外活動についての必要な知識・技術の習得、キャンプの企画・運営等の支援する場を提供	一	385	通年	
感動塾・みちくさ	光をテーマに、実験・観察、自然体験などの活動を通して、自然や科学技術に対する興味・関心を高める事業を実施	48	47	8/21(火)～8/23(木)	
三滝子どもまつり	地域に施設を開放し、地域の子どもたちや保護者に、創作活動などの体験活動を通して、地域の方々のふれあいや交流を深める事業を実施	当日参加	台風のため中止	9/30(日)	
三滝であそぼう	地域に施設を開放し、地域の方々とのふれあいや交流を深める場を提供	30	19	3/24(日)	
古代キャンプ in 三滝	文化財課と協力し、古代オリエンテーリングやクラフト等の活動を通して、人と自然とのかかわりを考え、古代への興味・関心を呼び起こし、地域の歴史への視野を広げる事業を実施する事業を実施	48	47	10/13(土)～10/14(日)	

令和元年度 主催事業実績（三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンター）

事業名	趣旨	定員	延参加者数(人)	備考	
小・中学校野外活動指導者講習会	令和元年度に当施設を利用し野外活動等を行う小・中学校の担当教職員に対して、当日の活動がより効率的に実施できるよう事前研修を実施	一	23	5/9(木)	
利用団体指導者研修会	夏休み期間中に、施設を利用する団体の代表者に対して、施設の設置目的、利用の仕方についての事前研修を実施	15	27	第1回	5/26(日)午前
				第2回	5/26(日)午後
集まれ!みたきキッズランド	思まれた自然環境の中での集団生活をして、多くの子どもたちと生活する体験のなかで、自立や協力・協調性を培う機会を提供する事業を実施	36	34	12/7(土)～12/8(日)	
三滝自然ファミーランド	野鳥、植物、星空など三滝の自然の魅力を活動に活かし、野外での遊びや観察などを通して、自然に親しむとともに普段できないような体験を通して他の家族との交流を図るとともに、個々の家族の絆を深める事業を実施	各16 家族	41	第1回	9/7(土)～9/8(日)
				第2回	2/7(金)～2/8(土)
三滝自然ワンダーランド	野鳥、植物、星空など三滝が持つ自然の魅力を活かし、日頃なかなかできない自然体験活動を行うとともに、思い出作りをしながら人間的な成長を図る事業を実施	42	コロナウイルス感染症のため中止	3/7(土)～3/8(日)	
ボランティア育成セミナー	レクリエーション講座の受講やキャンプファイア、クラフトなどの体験を通して、自然体験活動ボランティアへの意欲・関心を高めるとともに必要な技能を身に付ける事業を実施	20	延べ 81	第1回	5/18(土)～5/19(日)
				第2回	5/8(土)～6/9(日)
				第3回	6/22(土)
				第4回	7/6(土)
				第5回	9/28(土)～9/29(日)
				コロナウイルス感染症のため中止	3/21(土)～3/22(日)
みたきネイチャー入門	自然環境を活用し、専門的な講師を招いて研修し、自然体験活動についての知識・理解を深める。また、野外活動のプログラムを体験しながら、意欲・関心を高める。さらに、参加者は、当施設での自然体験活動を支援する指導者としての育成を図る事業を実施	15	15	4/27(土)	
親子でピザin三滝	施設のピザ窯を利用してピザ作りを通して親子の絆を深める事業を実施	32	42	10/26(土)	
親子で星座&星空観察を楽しもうin三滝	星空や夜景を眺めるふれあいの機会と場を提供するとともに、星空観察を通して親子の絆を深める事業を実施	20	懸念候のため中止	第1回	5/18(土)
		20	20	第2回	11/16(土)
		20	21	第3回	1/25(土)
広島野外活動クラブの育成・支援	青年を対象に、野外活動についての必要な知識・技術の習得、キャンプの企画・運営等の支援する場を提供	一	延べ 367	毎年	
感動塾・みちくさ	風をテーマに、実験・観察、自然体験などの活動を通して、自然や科学技術に対する興味・関心を高める事業を実施	48	48	8/20(火)～8/22(木)	
三滝子どもまつり	地域に施設を開放し、地域の子どもたちや保護者に、創作活動などの体験活動を通して、地域の方々のふれあいや交流を深める事業を実施	当日参加	786	9/29(日)	
三滝であそぼう	地域に施設を開放し、地域の方々とのふれあいや交流を深める場を提供	30	コロナウイルス感染症のため中止	3/26(木)	
きたぼーのクラフト教室	日帰り利用の家族が気軽に参加できるクラフトコーナーを設置し、家族が協力して作業することで親子の絆を深める機会を提供	60	44	1/11(土)	
古代キャンプ in 三滝	文化財課と協力し、古代オリエンテーリングやクラフト等の活動を通して、人と自然のかかわりを考え、古代への興味・関心を呼び起こし、地域の歴史への視野を広げる事業を実施する事業を実施	36	36	10/12(土)～10/13(日)	

令和2年度 主催事業実績（三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンター）

事業名	趣旨	定員	延参加者数(人)	備考	
親子で星座&星空観察を楽しもうin三滝	星空や夜景を眺めるふれあいの機会と場を提供するとともに、星空観察を通して親子の絆を深める事業を実施	20	コロナウイルス感染症のため中止	第1回	4/25(土)
		20	悪天候のため中止	第2回	9/12(土)
		20	コロナウイルス感染症のため中止	第3回	1/16(土)
三滝キッズレンジャー	三滝の里山である当施設のフィールドを活用し、自然観察や森林の整備などの活動を通して、環境問題に关心を持ち、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む態度を育成するとともに、持続可能な社会(地域)づくりの担い手として必要な基礎的な知識や能力、態度を身に付ける事業を実施	20	コロナウイルス感染症のため中止	第1回	5/9(土)
			12	第2回	10/31(土)
			コロナウイルス感染症のため中止	第3回	1/27(土)
小・中学校野外活動指導者講習会	令和2年度に当施設を利用し野外活動等を行う小・中学校の担当教職員に対して、当日の活動がより効率的に実施できるよう事前研修を実施	—	コロナウイルス感染症のため中止 5/14(木)		
ボランティア育成セミナー	レクリエーション講座の受講やキャンプファイア、クラフトなどの体験を通して、自然体験活動ボランティアへの意欲・関心を高めるとともに必要な技能を身に付ける事業を実施	—	コロナウイルス感染症のため中止	第1回	5/23(土)～5/24(日)
		—		第2回	6/13(土)～6/14(日)
		—		第3回	6/23(土)～6/24(日)
		15	12	第1回	10/3(土)
利用団体指導者研修会	夏休み期間中に、施設を利用する団体の代表者に対して、施設の設置目的、利用の仕方についての事前研修を実施	15	コロナウイルス感染症のため中止	第1回	5/31(日)午前
古代キャンプ in 三滝	文化財課と協力し、古代オリエンテーリングやクラフト等の活動を通して、人と自然とのかかわりを考え、古代への興味・関心を呼び起こし、地城の歴史への視野を広げる事業を実施する事業を実施	24	24	10/10(土)～10/11(日)	
三滝自然ファミリーランド	野鳥、植物、星空など三滝の自然の魅力を活動に活かし、野外での遊びや観察などを通して、自然に親しむとともに普段できないような体験を通して他の家族との交流を図るとともに、個々の家族の絆を深める事業を実施	50	31 (9家族)	第1回	10/24(土)～10/25(日)
			25 (8家族)	第2回	2/14(土)～2/15(日)
三滝アドベンチャーランド	野鳥、植物、星空など三滝が持つ自然の魅力を活かし、日頃なかなかできない自然体験活動を行うとともに、思い出作りをしながら人間的な成長を図る事業を実施	24	24	11/21(土)～11/22(日)	
集まれ!みたきキッズランド	恵まれた自然環境の中での集団生活をして、多くの子どもたちと生活する体験のなかで、自立や協力・協調性を培う機会を提供する事業を実施	36	コロナウイルス感染症のため中止	12/12(土)～12/13(日)	
さたばーのクラフト教室	自然物を使用したクラフトを通して、三滝の里山の自然に親しむとともに、親子の絆や交流を深める機会を提供する事業を実施	各10組	コロナウイルス感染症のため中止	第1回	1/9(日)午前
				第2回	1/9(日)午後
			23	第1回	2/20(日)午前
			25	第2回	2/20(日)午後
三滝自然ワンダーランド	野鳥、植物、星空など三滝が持つ自然の魅力を活かし、日頃なかなかできない自然体験活動を行うとともに、思い出作りをしながら人間的な成長を図る事業を実施	24	24	3/6(土)～3/7(日)	
感動塾・みちくさ	水をテーマに、実験・観察、自然体験などの活動を通して、自然や科学技術に対する興味・関心を高める事業を実施	—	コロナウイルス感染症のため中止	8/18(火)～8/20(木)	
三滝子どもまつり	地域に施設を開放し、地城の子どもたちや保護者に、創作活動などの体験活動を通して、地域の方々のふれあいや交流を深める事業を実施	—	コロナウイルス感染症のため中止	9/29(日)	
三滝であそぼう	地域に施設を開放し、地域の方々とのふれあいや交流を深める場を提供	25	25	3/26(金)	
広島野外活動クラブの育成・支援	青年を対象に、野外活動についての必要な知識・技術の習得、キャンプの企画・運営等の支援する場を提供	—	延べ 125	通常	

## 地域の活性化に関する取組状況（三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター）

### 1 地域住民・団体・関係機関との連携策の実施状況

#### (1) 「広島市三滝少年自然の家振興会」との連携

昭和59年、当施設の運営・活動が円滑に行われ、当施設が地域の皆様とともに進展するよう振興を図ることを目的として、「広島市三滝少年自然の家振興会」を設立した。

本会は三滝地区の町内会、子ども会の役員で構成され、当施設が事務局を務めており、子どもを対象とした昔遊びの体験や当施設内への炭焼き窯の設置など、本振興会と地域住民が相互に協力して活動を行っている。

また、現在、当施設と本会が連携して実施している主な事業は、三滝子どもまつり、三滝であそぼうなどがある。

#### (2) 地域子ども会との連携

地域の子ども会は、当施設を日帰りで利用し活動を行っている。

その際は、活動に関する相談をはじめ、職員によるクラフト指導、食堂での食事の提供を行うなどの様々な支援を行っている。

#### (3) 三條地区社会福祉協議会との連携

職員（所長ほか）が、関係町内会長等が一堂に会する三條地区社会福祉協議会に出席し、地域の課題や当施設への要望について情報収集を行うとともに、当施設の事業についての広報・告知を行うことにより、情報の共有化を図っている。

また、同会議が主催する事業について、職員派遣など必要な協力支援を行い地域貢献に努めている。

#### (4) 地域高齢者を対象とした健康プログラムの企画・実施

「広島市三滝少年自然の家振興会」や三條公民館、老人クラブ、広島市スポーツ協会（西区スポーツセンター）等の関係機関と連携して、グリーンスポーツセンターハイキング、宗箇山散策、クラフトづくりなど当施設を取り巻く自然をはじめ、当施設の設備等を利用した地域高齢者の健 康づくりプログラムの企画・実施。

#### (5) 防災意識啓発の取り組み

当施設が立地する三滝地区は急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている居住地が数多くあることから、当施設は生活避難場所に指定されている。

こうしたことを踏まえ、地域の町内会、子ども会、西消防署等関係機関と連携し、地域住民を対象とした防災意識の啓発につながる事業（防災キャンプ、炊き出し等）を実施するとともに、地域防災の拠点として地域貢献に努めている。

#### (6) 地域住民との協働

年2回（春、秋）に実施される地域で行われる住民清掃に施設職員が参加している。

また、必要に応じて施設に隣接した空き地の草刈りを実施し地域貢献に努めている。

#### (7) 西区役所、公民館との事業連携

西区役所地域起こし推進課や三條公民館等と連携して、アウトドアクッキングなど野外活動のプログラムを楽しみながら体験し、自然体験活動についての知識・理解を深めるとともに、三滝地域の活性化を図っている。

### 2 地域情報も含めた効果的なPRの実施状況

#### (1) 施設だより「三滝だより」「みたき通信」の発行

当施設で発行する自然情報を主に掲載した「三滝だより」と事業予定や施設情報を主に紹介する「みたき通信」において、地域の自然や歴史情報を掲載し、地域の魅力をPRしている。

また、発行した広報紙は、広島市三滝少年自然の家振興会を通して地域住民に配布するほか、

公民館等市内全域の公共施設に配布し、さらに当施設ホームページに掲載することで広く地域の魅力を発信している。

(2) 西区役所、三條公民館との連携

西区役所地域起こし推進課や三條公民館と連携し、地域の魅力を掲載したマップやパンフレットの作成や配布に協力するほか、三滝歴史学習会の協力を得て三滝地域の被爆の様子や歴史をガイドボランティアと散策しながら学ぶ活動プログラムを開発し、利用者に提供している。

(3) 市広報紙、情報誌等各種メディアへの情報提供

広島市広報紙「市民と市政」やタウン情報紙、新聞等の各種メディアに対して当施設事業等の情報提供を積極的に行うとともに、掲載について依頼している。

(4) 地元会議、行事への情報提供

社会福祉協議会など地域団体が開催する会議や、いきいき三滝塾など地域が主催する行事に積極的に出席し、施設のPRを行っている。

## 基本勤務ローテーション表(例)

区分	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	備考
1 職名①	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	□専門職員
2 職名②	○	/	○	■★◇	○	/	/	○	○	○	○	■★◇	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□専門職員	
3 職名③	○	/	■★◇	○	○	/	/	○	○	○	■★◇	○	/	/	○	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	○	○	□専門職員		
4 職名③	/	/	■★◇	○	○	○	○	/	○	■★◇	○	/	○	○	○	○	■★◇	○	/	○	○	○	○	○	○	○	□専門職員		
5 職名③	○	/	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	■★◇	○	○	○	■★◇	○	□専門職員		
6 職名④	/	/	○	○	○	○	○	■★◇	/	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	○	○	□専門職員
7 職名④	/	/	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□専門職員	
8 職名④	△	/	○	○	○	○	○	/	○	■★◇	○	○	○	○	/	○	■★◇	○	○	○	○	○	○	○	○	■★	○	□専門職員	
9 職名⑤	/	/	○	○	○	■★◇	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	■★◇	○	○	○	○	○	○	○	■★◇	○	□専門職員		
10 職名⑥	○	/	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□専門職員	
11 職名⑦	○	/	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□専門職員	
計	勤務人数(午前)	6	0	4	10	10	10	5	0	5	10	10	10	10	6	0	4	10	10	10	10	5	0	5	10	10	10		
	勤務人数(午後)	6	0	5	11	11	11	5	0	6	11	11	11	11	6	0	5	11	11	11	11	5	0	6	11	11	11		
	勤務人数(夜間)	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1		
	宿直人数	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	
	勤不日人数	5	1	6	0	0	0	0	6	1	5	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	6	1	5	0	0	0	

区分	印	勤務時間
早番勤務	◇	6:00~14:45
通常勤務	○	8:30~17:15
遅番勤務	■	13:00~21:45
宿直	★	21:45~ 6:00
勤不日	/	勤務を要しない日